

## 買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

令和8年5月13日

農林水産大臣 鈴木 憲和

### 記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備 考
京都府京都市右京区嵯峨小倉山町1番12 山林 617㎡ (買収時：京都市右京区嵯峨小倉山1番1畑 7反)	常寂光寺 右京区嵯峨小倉山	
京都府久世郡久御山町市田一ノ坪42番1 用悪水路 86㎡ (買収時：久世郡久御山町大字市田小字一ノ坪42番田 6畝23歩)	溝口安治郎 久世郡淀町字新町565番地	

<p>京都府久世郡久御山町市田一ノ坪43番1 用悪水路 78m<sup>2</sup> (買収時：久世郡久御山町大字市田小字一ノ坪43番田 1反3畝25歩)</p>	<p>吉岡 末吉 久世郡小倉村字安田小字大納言1番地</p>	
<p>奈良県生駒郡三郷町勢野西三丁目3174番 宅地 56.01m<sup>2</sup> (買収時：生駒郡三郷村大字勢野3174番 畑 14歩)</p>	<p>藪田與一郎 外一名 生駒郡三郷村大字勢野</p>	